みずほマイレージクラブカード(UC)特約

第1条(カードの名称)

株式会社みずほ銀行(以下、「当行」という。) と株式会社クレディセゾン(以下、「当社」という。) とが提携して、当社が発行するクレジットカードの名称を「みずほマイレージクラブカード(UC)」(以下「本カード」という。) と称します。

第2条(申込方法)

- 1. 本カードの申込には、当行が提供するみずほマイレージクラブへの入会が必要です。
- 2. 本カードの申込は、本特約およびみずほマイレージクラブ規定 ならびにUCカード会員規約(以下、「本規約等」という。)の内 容を承認のうえ、当行および当社(以下、「両社」という。) に書 面により申し込むものとします。
- 3. 本カード会員は、両社が本カードの利用を認めた方で、UCカード会員規約に定める当社の会員資格(以下、「UC会員資格」という。)と本特約に基づく特典・サービス利用資格(以下「本カード利用資格」という。)を有するものとします。
- 4. 本カード会員と両社との間の本規約等に基づく契約(以下「本契約」という。)は、両社が本カードの利用を認めたときに成立します。また、本契約は、本カード会員がUCカード会員資格もしくは本カード利用資格を喪失したときに終了します。
- 5. 当社は、本カード会員に対し本カードを貸与します。

第3条(特典およびサービスの利用)

- 1. 本カード会員は、当行が提供する特典およびサービスを受ける場合、みずほマイレージクラブ規定に基づき当行所定の方法でその提供を受けるものとします。
- 2. 本カード会員は、当社が提供する特典およびサービスを受ける場合、当社所定の方法でその提供を受けるものとします。

第4条(届出事項の変更)

本カード会員が届け出た氏名、勤務先、住所、電話番号等に変更があった場合または決済口座の変更を希望する場合には、本カード会員は当行所定の書面により当行あて届け出るものとします。本カード会員が届出た変更事項については、当行は当社へ送付し、これをもって「UCカード会員規約」に定める届出があったものとします。ただし、変更する決済口座については当行以外の口座を指定することはできません。

第5条(本特約に不同意の場合)

両社は、本カードの申込者および本カード会員が、本特約に基づく本カードの発行に必要な申込書等記載事項の記入・申告を行わなかった場合、または本規約等の内容の全部もしくは一部に同意できない場合、本カードの発行を断ることまたは両社で利用解除の手続きをとることができるものとします。なお、両社が利用解除の手続きをとった場合でも、当社は所定の手続きによりUCカードの会員規約に基づくクレジットカードの新規発行を行うことができるものとします。ただし、当社が不適当と認めた場合はこの限りではありません。

第6条(本カード利用資格の喪失)

両社は、本カード会員が本カード利用資格を有するに不適格であると認めた場合は、何らの通知、催告を要しないで本カード

利用資格を喪失させることができます。

- 2. 本カード会員が第1項により本カード利用資格を喪失した場合、 当然にUC会員資格も喪失します。
- 3. 本カード会員がUC会員資格を喪失した場合、当然に本カード 利用資格を喪失するものとします。
- 4. 本カード利用資格を喪失した場合には、本カード会員は、当行または当社の指示にしたがって、本カードを当行または当社に返却するものとします。

第7条(本カードの年会費)

1. 本カードの年会費は、以下のとおりとします。

(税別)

	一般カード	セレクトカード	ゴールドカード
本人カード	無料	1,750円	10,000円
家族カード	無料	1名様につき650円。 同時申し込みの場合、 初年度年会費無料	1名様は無料。 2名様以上の場合、 2人目より1名様につき 1,000円
ETCカード	年会費無料		

2. 一般カードの場合、当社は当該カードの利用状況等によって、 本カードの有効期限が到来した場合であっても、「UCカード会 員規約」に定める新しいカードを発行せず、UC会員資格を取り 消す場合があります。

第8条(リボルビング払い)

本カードにおいて、本カード会員がリボルビング払いを指定した場合は、UCカード会員規約第23条第4項の記載に関わらず、手数料は15.00%(実質年率)とし、次のとおり読み替えることとします。

- (イ)毎月の支払い元金は、定額払いコースのみとします。
- (ロ)会員の申し出があり当社が承認した場合は、1千円以上(ゴールドカードの場合は1万円以上)カード利用限度額以下の範囲内において定額払いコースの支払額の変更(1千円単位)ができるものとします。
- (ハ) 手数料は、毎月の約定支払日の翌日から翌月の約定支払日までの日々のリボルビング利用残高に手数料率を乗じ年365日(うるう年は366日)で日割計算した金額を1ヶ月分とし、翌々月の約定支払日に後払いしていただきます。ただし、利用日から起算して当該カード利用にかかる最初の約定支払日までの期間は、手数料計算の対象としないものとします。
- (二) 本カード会員の申し出があり当社が承認した場合は、毎月の 支払元金の変更、翌月支払元金の増額支払いができるもの とします。

第9条(リボルビング払い専用カード)

本カードにおいて、本カード会員がUCカード会員規約及びリボカード特約を承認の上、所定の方法により申し込み、当社が適当と認めた場合、本カードをリボルビング払い専用カードとすることができます。ただし、リボカード専用型のみとし、リボカード追加型は発行しないものとします。

第10条(特約の変更ならびに承認)

- 1. 本特約が改定され、その変更内容を本カード会員にお知らせした後に、本カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、本カード会員には内容を、ご了承いただいたものとみなします。
- 2. 本特約に定めのない事項については本特約を除くUCカード会員規約が適用されるものとします。この場合、「本カード会員」はUCカード会員規約において「本人会員」のことを指します。

【リボルビング払いのご案内】

1. 毎月の支払元金(支払コース)

	定額払いコース
毎月の支払元金	ご指定の金額:1千円以上カード利用限度額まで(1千円単位) *ゴールドカードは1万円以上

- 注:利用残高が毎月の支払元金に満たない場合、翌月の支払元金 は利用残高の全額となります。
- 2. お支払い例(定額1万円コース・実質年率15.00%の場合) 5月1日に80,000円をご利用の場合
- (1)6月5日に支払う弁済金(5月10日締切)

支払元金 10,000円

手数料 0円(ご利用日から当該カード利用にかかる最初の約定支払日までの期間は手数料計算

の対象となりません)

弁済金 10,000円

(2)7月5日に支払う弁済金(6月10日締切)

支払元金 10,000円

手数料 0円(ご利用日から当該カード利用にかかる最

初の約定支払日までの期間は手数料計算の対象となりません。※6月6日~7月5日分は8月5日にお支払いいただきます。)

弁済金 10,000円

(3)8月5日に支払う弁済金(7月10日締切)

支払元金 10,000円

手数料 6月6日~7月5日分

70.000⊞×15. 00%×30⊟÷365⊟=863⊞

弁済金 10.000円+863円=10.863円

■■■個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意事項 ■■■ みずほマイレージクラブカード(UC) 特約

第1条(目的範囲内の情報相互交換および同意)

- 1. 本カード会員および過去に本カード会員であったもの(以下、併せて「本カード会員等」という。)は、以下のA、Bについて同意が必要です。
 - A. 当行および当社が、本カード会員の下記個人情報を、保護措置を講じた上で相互に提供し、下記の目的で利用すること。

【目的】

1. 当行および当社が連携して行うみずほマイレージクラブに

関するサービスの提供

- 2. 当行が個人向けに取り扱う預金・債券・貸付・投資信託・ 保険(別途事前同意を取得したものに限る)・信託・株式、 ならびに当社が個人向けに取り扱うクレジットカード・付 随するその他の商品・サービスに関するご提案やご案内、 およびこれらの研究や開発
- 3. 当行が発行する「みずほキャッシュカード」、当社が発行する本カードの発行業務および発行可否の判断
- 4. 上記2. 記載の商品やサービス等の提供に際して、当行および当社がそれぞれ行う判断、各種リスクの把握および管理

【情報範囲】

- a. 上記1. および2. を利用目的とする場合
- 本カード会員等の氏名、生年月日、住所・電話番号・メール アドレス等の連絡先、家族構成、勤務先に関する情報、利 用商品やサービスの種類・契約日・取引金額・期日等の取 引に関する情報、取引店番号・口座番号・取引番号等の管 理番号の内、当行および当社がそれぞれに保有する情報
- b. 上記3. および4. を利用目的とする場合 上記a. の各項目、資産・負債に関する情報、公開情報、各種商品の支払開始後の利用残高および月々の返済状況、融資取引の際の判断に関する情報の内、当行および当社がそれぞれに保有する情報
- B. 当行が媒介・代理・取次・募集等を行う保険・信託・株式等の申し込みに際して、当行が本カード会員等の銀行取引を通じて取得した本カード会員等に関する情報を利用すること、また、保険・信託・株式等の媒介・代理・取次・募集等に際して知り得た情報を銀行業務に利用すること

第2条(本カード会員情報取扱いおよび開示・訂正・削除)

- 1. 本カード会員は、当行が本カード会員等の個人情報につき、必要な個人情報保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
- (1) 当行の特典・サービスを当行が本カード会員等に提供するためおよびそのマーケティング活動のために前条の1. のAに定める【情報範囲】記載の個人情報(以下、「本件個人情報」という。) を収集・保有・利用すること。
- (2) 当行の営業に関する案内をする目的で、本件個人情報を利用すること。ただし、本カード会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、当行は業務上支障のない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申し出は末尾記載の当行に連絡するものとします。)
- (3) 当行の業務を第三者に委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で、本件個人情報を当該業務委託先に預託すること。
- 2. 本カード会員は、当行に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示を求める場合には、第4条の連絡先に連絡するものとし、当行は所定の方法で開示するものとします。 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当行はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第3条(個人情報の提供期間)

当行への個人情報提供期間は、原則として契約期間中および契約終了日から5年間とします。なお、当行における個人情報の利用期間については、第4条の記載の連絡先にお問い合わせください。

第4条(個人情報の取扱いに関する問い合わせ・相談窓口)

本カード会員等の個人情報に関する問い合わせ、個人情報の開示・訂正・削除、その他のご意見の申し出に関しましては、下記の当社または当行連絡先までお願いします。

社名 (相談窓口)	株式会社みずほ銀行	UCカード コミュニケーションセンター
住所	東京都千代田区 大手町一丁目5番5号	東京都中野区江原町1-13-22 ユビキタス 株式会社クレディセゾン
電話番号	03-6838-1039	(東京)03-6893-8200 (大阪)06-7709-8555
他	URL.http://www. mizuhobank.co.jp/	URL.http://www.uccard.co.jp/ 関東財務局長(12) 第00085号

以上 (2017年11月現在)